

労働者災害補償保険
遺族補償年金
複数事業労働者遺族年金
遺族年金
遺族特別年金
転給等請求書
転給等申請書

① 死亡労働者のフリガナ氏名		ニシカワ ナオキ 西川 直樹		② 請求(申請)の事由 (男)女		③ 先順位者の失権 □ 胎児であった子の出生 ハ 先順位者の所在不明	
生年月日		昭和 54年 9月 18日 (44歳)					
③ 申請人	フリガナ氏名	生年月日	フリガナ住所	死亡労働者との関係	障害の有無	代表者を選任しないときは、その理由	
	ニシカワ ユウト 西川 悠斗	平成21年 8月 3日	トウキョウトコウトウクトウヨウ 東京都江東区東陽1234	子	ある・ ☒ ない		
		年 月 日			ある・ない		
		年 月 日			ある・ない		
		年 月 日			ある・ない		
④ 特別年金を受けている者 既に遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金	フリガナ氏名	生年月日	フリガナ住所	死亡労働者との関係	年金証書の番号		
	ニシカワ マリコ 西川 真理子	昭和58年 6月 14日	トウキョウトコウトウクキバ 東京都江東区木場1234	妻	管轄局	種別	西暦年 番号 枝番号
		年 月 日			1 3	3	2 4 1 2 3 4 0 0
		年 月 日					
		年 月 日					
⑤ 厚生年金保険等の受給関係	当該死亡に関して支給される年金の種類						
	イ 遺族年金 厚生年金保険法の遺族厚生年金		イ 母子年金 ロ 準母子年金 ハ 遺児年金 国民年金法のニ 寡婦年金 ホ 遺族基礎年金			船員保険法の遺族年金	
	支給される年金の額	支給されることとなった年月日	厚生等の年金証書の基礎年金番号・年金コード (複数のコードがある場合は下段に記載すること。)			所轄年金事務所等	
	780,000 円	令和6年 6月 1日	1 2 3 4 2 4 1 2 3 4 0 0 0 0			江東年金事務所	
	受けていない場合は、次のいずれかを○で囲む。 ・裁定請求中 ・不支給裁定 ・未加入 ・請求していない ・老齢年金等選択						
⑥ 年金とがでる遺族金又は遺族年金を受けること 金、複数事業労働者遺族年金、同じくしている遺族補償年金 請求人(申請人)と生計を	フリガナ氏名	生年月日	フリガナ住所	死亡労働者との関係	障害の有無		
	ニシカワ アオイ 西川 葵	平成24年 11月 9日	トウキョウトコウトウクトウヨウ 東京都江東区東陽1234	子	ある・ ☒ ない		
		年 月 日			ある・ない		
		年 月 日			ある・ない		
		年 月 日			ある・ない		
⑦ 添付する書類その他の資料名			戸籍謄本、西川真理子の婚姻による失権を証明する戸籍謄本、請求人と死亡労働者との身分関係を証明する戸籍謄本、請求人及び同一生計の受給資格者の住民票、生計同一関係を証明する申立書、遺族厚生年金の年金証書の写し、預金通帳の写し				
⑧ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局 (登録している公金受取口座を利用します:□)	金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)	名称	※金融機関店舗コード	東京みらい 銀行・金庫 農協・漁協・信組 東陽町			
		預金通帳の記号番号	(普通)・当座	第 1234567 号			
	郵便貯金又は郵便局	フリガナ名称	※郵便局コード				
		所在地	都道府県	市郡区			
		預金通帳の記号番号	第 号				

上記により 遺族補償年金の支給を請求します。
複数事業労働者遺族年金
遺族年金
遺族特別年金の支給を申請します。

令和 8年 5月 10日

江東 労働基準監督署長 殿

〒135-0016 電話 (03) 6543-1234

請求人(代表者)の住所 東京都江東区東陽1234

申請人(代表者)氏名 西川 悠斗

□本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

様式第13号(裏面)

〔注意〕

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- 3 先順位者が失権したことにより又は所在不明の先順位者について遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金の支給が停止されたことにより、新たに受給権者となった者がこの請求書(申請書)を提出するときは、次の書類その他の資料を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、(3)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
 - (1) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
 - (2) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族のうち障害の状態にあることにより遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる者については、その者が労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
 - (3) 請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族については、その者が請求人(申請人)と生計を同じくしていることを証明することができる書類
- 4 労働者の死亡当時胎児であった子が出生した場合において、その同順位者又は後順位者が遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金の支給を受けているときは、次の書類その他の資料を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、(3)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
 - (1) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
 - (2) 請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族のうち、障害の状態にあることにより遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる者については、その者が労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
 - (3) 請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族については、その者が請求人(申請人)と生計を同じくしていることを証明することができる書類
- 5 ③、④、⑤及び⑦に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 6 ⑧については、次により記載すること。
 - (1) 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金又は遺族特別年金の支給を受けることとなる場合において、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金又は遺族特別年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあつては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金又は遺族特別年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
また、年金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「登録している公金受取口座を利用します：□」の□にレ点を記入すること。その際、口座情報の記載や通帳の写しの添付等はない必要はないこと。
 - (2) 請求人(申請人)が2人以上ある場合において代表者を選任しないときは、③の最初の請求人(申請人)について記載し、その他の請求人(申請人)については別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 7 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 8 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下の方の□にレ点を記入すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号
			() —